

なりた ひでき
成田 秀樹

法学部 教授

法学修士
刑事法

学外における活動

- 京都市府非行少年問題対策
会議委員 (2011年4月～
2012年3月)
- 京都市府警察犯罪抑止対策
調査研究会座長 (2014年
11月～2016年3月)
- 京都市公正職務執行審議
会委員 (2013年10
月～2019年6月)

主要な研究業績

- 船舶の立ち入り検査とプ
ライヴァシー 論説 単
著 刑法雑誌47巻3号
(2008年)
- 電子の捜査とプライヴァ
シー 論説 単著 刑法
雑誌45巻1号 (2007年)
- 捜査とプライバシーの保
護 論説 単著 現代刑
事法 第6巻4号 (2006
年)

最近の研究業績

- 『米国刑事判例の動向VI
合衆国最高裁判所判決
「第4修正関係」 捜索・
押収2』 椎橋隆幸編
著書 共著 (中央大学
出版部 2018年)
- 『プライマリー刑事訴訟
法[第6版]』 椎橋隆幸
編 (信山社 2017年) 著
書 共著
- サイバー犯罪の捜査と追
跡可能性 論説 単著
井田良、川出敏裕、高橋
則夫、只木誠、山口厚編
『新時代の刑事法学 椎
橋隆幸先生古希記念 上
巻』 (信山社 2016年11
月)

□研究テーマ

プライバシーの保障と社会安全政策の総合的研究

□研究の取組み

伝統的な刑事政策は、「国家」による公式の「刑罰」により犯罪の問題に対処しようとする政策であるのに対し、社会安全政策は、国家によるものも含むが、それ以外の地方自治体や近隣共同体、NPO等によるものも含み、また、犯罪を予防するための政策と犯罪発生後の政策を含む概念である。この社会安全政策について証拠に基づいた有効な政策を総合的に研究する。

まず、犯罪に関する政策上の問題点を発見するために、犯罪社会学や犯罪心理学等の隣接科学の知見も踏まえつつ日本の現状について整理・研究する。

犯罪捜査や犯罪の一次的予防、二次的予防、三次的予防の対策を取ろうとする際に、自由やプライバシーの制限が行われる場合がある。

日本国憲法第33条および35条は、身体、住居、書類、所持品を、憲法上保護された領域とし、権利として保障し、さらに、実体要件として正当理由の存在を求め、手続き要件として事前の令状審査を求めている。従来は、これらの保護を受けるか、まったく放置されるか二者択一のアプローチが採られていた。だが、近時、中間的な領域を認めて、きめ細やかな利益衡量を求められる領域が増加している。

本研究では、合衆国における行政調査、職務質問、所持品検査、自動車検問の法理を規律する原理を比較、分析し、我が国における政府の活動の必要性和自由保障とのバランスをとれたこの領域を規律する具体的基準を提言しようとするものである。